特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について

（令和５年度の取扱）

　特定事業所集中減算に関して判定した割合が８０％を超えた場合において、次のいずれかに該当する場合には、正当な理由があると認めることとします。

１　対象サービス（特定事業所集中減算に関して判定した割合が８０％を超えたサービスをいう。以下同じ。）が訪問介護、福祉用具貸与である場合にあっては、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にそれぞれのサービスに係る事業所が５事業所未満である場合。

２　対象サービスが通所介護（地域密着型通所介護含む）である場合にあっては、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にそれぞれのサービスに係る事業所が５事業所未満である場合。ただし、当分の間、次に掲げる場合を含む。

　（１）市が作成した介護保険事業計画の日常生活圏域内に、それぞれのサービスに係る事業所が５事業所未満である場合

（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として１０事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

（例）訪問看護事業所として４事業所、通所リハビリテーション事業所として４事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問看護事業者、通所リハビリテーション事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

３　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

４　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画総数を判定期間の月数で除した件数をいう。）が２０件以下である場合

５　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合

（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

６　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているものなど。

７　その他正当な理由と市長が認めた場合

※居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の注意事項

（１）要介護１から要介護５までの利用者が対象となります。

（２）受託を受けた要支援者を含みません。

（３）訪問介護等を位置付けた計画数（分母の数）は、毎月、利用者１人につき「１」としてカウントします。

（４）１人の利用者が同一法人の複数の事業所を利用する場合でも、当該利用者の訪問介護等の計画数（分子の数）は、「１」としてカウントします。

（５）１人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でも、当該利用者の訪問介護等の計画数（分子の数）は、それぞれの法人につき「１」としてカウントします。

（６） 居宅サービス計画を作成したが、現実にサービスがなかった場合には、カウントしません。

（７）算定期間内のサービスについては、月遅れ請求であっても、対象になります。

（８） 要介護認定の新規認定者についても、サービス月が判定期間内であれば、対象になります。例えば、令和６年２月２０日に要介護認定の申請をし、同月分のサービスについて暫定ケアプランを作成したところ、同年３月１９日に要介護認定を受けた場合において、この令和６年２月分のケアプランを含めると紹介率最高法人に係る割合が８０％を超えるときは、提出期限後に、再度計算した結果を提出する必要があります。

　※上記（３）､（４）及び（５）については計算誤りが多いので、特に注意してください。